様式第二十九号（第一面）中「又は職業紹介事業者」を「、地方公共団体又は職業紹介事業者」に、「職業紹介事業者の名称」を「地方公共団体又は職業紹介事業者の名称」に改める。

様式第二十九号（第二面）注意9中「職業紹介事業者から」を「地方公共団体又は職業紹介事業者から」に、「その職業紹介事業者」を「その地方公共団体又は職業紹介事業者」に改め、「なお、」の下に「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、」を加える。

様式第三十三号の二の七（第一面）中「職業紹介事業者紹介」を「地方公共団体又は職業紹介事業者紹介」に改める。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

第五条　雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第百三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二十二号の三の改正規定を次のように改める。